社会福祉法人わかば福祉会

役員等及び評議員の報酬等に関する規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人わかば福祉会の定款第8条及び第22条の規 定に基づき、役員等及び評議員の報酬及び費用弁償に関し、必要な事項 を定めるものである。

(役 員)

第2条 この規程において、役員とは理事及び監事をいう。

(報酬等の支給)

第3条 役員等及び評議員には、報酬を支給しないこととし、法人業務を行う場合に、別表1の通り費用を弁償する。但し、交通費の実費が別表1の費用弁償額を超える場合には、旅費規程に基づき、旅費を支払うことができる。この場合、別表1の費用弁償は行わない。

(公 表)

第4条 本会は、この規程をもって社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給基準として公表するものとする。

(改 廃)

第5条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附則

この規程は、平成29年6月22日(評議員会議決日)から施行する。

(別表 1)

役員及び評議員の費用弁償額

日額 3,000円